高利回り社債オープン (毎月分配型)

追加型株式投資信託/バランス型

2004.10【目論見書】

野村アセットマネジメント

- 1. この目論見書により行なう高利回り社債オープン(毎月分配型)の受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成16年10月8日に関東財務局長に提出しており、平成16年10月24日にその効力が生じております。
- 2. 高利回り社債オープン(毎月分配型)の受益証券の価額は、同ファンドに 組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運</u> 用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
- 3. ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- 4. この目論見書に使用している税率は、平成 16 年 10 月 1 日現在のものですが、税法が改正された場合は、それにともない税率が変更される場合があります。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外貨建て債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

目論見書の目次

| | ファンドの基本情報 | ••••• | 1 |
|------------|-----------------|-------|----|
| 〈ファンドの概要〉 | ファンドの概要 | ••••• | 1 |
| | ファンドの仕組み | ••••• | 4 |
| | その他ファンドの情報 | ••••• | 4 |
| | ファンドの性格及び特色 | | 5 |
| | ファンドの目的及び基本的性格 | | 5 |
| | ファンドの投資対象 | | 6 |
| | 投資態度 | | 7 |
| 〈運用の内容〉 | 運用体制 | | 10 |
| | 投資制限 | | 11 |
| | 分配方針 | | 12 |
| | 投資リスク | •••• | 13 |
| | 運用の状況(概要) | | 16 |
| | | | |
| | 申込み・換金手続き | ••••• | 17 |
| | 申込(販売)手続等 | ••••• | 17 |
| | 換金(解約)手続等 | ••••• | 19 |
| 〈ご投資の手引き〉 | 手数料等及び税金 | ••••• | 20 |
| | 管理及び運営 | ••••• | 24 |
| | 資産管理等の概要 | ••••• | 24 |
| | 受益者の権利等 | | 27 |
| | ファンドの運用状況等 | | 28 |
| | 運用状況 | •••• | 28 |
| | (1)投資状況 | ••••• | 28 |
| 〈運用の状況〉 | (2)運用実績 | | 28 |
| | (3)設定及び解約の実績 | ••••• | 28 |
| | ファンドの経理状況 | ••••• | 28 |
| | 1 財務諸表 | •••• | 28 |
| | 2 ファンドの現況 | ••••• | 28 |
| | その他の情報 | | 29 |
| | ファンドの沿革 | | 29 |
| 〈その他〉 | 委託会社等の概況 | | 29 |
| (C 47 187 | 目論見書の記載事項等 | | 30 |
| | 内国投資信託受益証券事務の概要 | | 31 |
| | | | |
| 〈約款〉 | | ••••• | 32 |
| /中語級学 | | | 43 |
| (用語解説) | | | 43 |

ファンドの基本情報

≪ファンドの概要≫

| ファンドの名称 | 高利回り社債オープン (「ファンド」といいます。なお、名称に(毎月分配型)と付記する場合があります。) |
|----------------------|---|
| 基本的性格 | 追加型株式投資信託/バランス型 |
| ファンドの目的 | 中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。 |
| 主な投資対象 | 米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要 投資対象とします。 |
| 運用方針 | 後述の「ファンドの性格及び特色」をご参照ください。 |
| 主な投資制限 | ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。 ・株式への投資は転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。 →詳細については、後述の「投資制限」をご参照ください。 |
| 主 な 価 格 変 動 リ ス ク | ・企業業績の変化によるリスク ・金利変動リスク ・信用リスク ・為替変動リスク →詳細については、後述の「投資リスク」をご参照ください。 |
| 信託期間 | 無期限(平成 16 年 11 月 12 日設定) |
| 決 算 日 | 原則、毎月5日(ただし、休業日の場合は翌営業日) なお、初回決算日は平成17年1月5日となります。 |
| 収益分配 | 毎決算時に、分配を行ないます。 収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、 原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。 ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があり ます。 |

| 申 込 単 位 | 分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 なお、取扱いコース、申込単位は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位* ②自動けいぞく投資コース 1万円以上1円単位* | | |
|----------|--|--|--|
| | ※申込手数料、消費税等相当額を含みます。 (上記以外の申込単位でもお申込みできる場合があります。) | | |
| 申込締切時間 | 午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 | | |
| 販 売 価 額 | 【当初申込期間】(平成 16 年 10 月 25 日から平成 16 年 11 月 11 日まで) 1 万口当り1 万円とします。 【継続申込期間】(平成 16 年 11 月 12 日から平成 18 年 1 月 26 日まで) 取得申込日の翌営業日の基準価額とします。 | | |
| 申込手数料 | 取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜 3.0%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。 | | |
| 申込代金の支払い | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| 信 託 報 酬 | ファンドの純資産総額に年 1.785%(税抜年 1.70%)の率を乗じて得た額 とします。 | | |
| 換金単位 | 途中でご換金なさる場合は、お申込みの販売会社で下記の単位でご換金できます。 1万口単位または 1 口単位のいずれか 販売会社が定める単位 (当初元本1ロ=1円) ②自動けいぞく投資コース 1 口単位 | | |

| 換締 | 金 切 | | 自 | 込間 | 午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 |
|----|-----------|--------|----------|-----|--|
| 換 | 金 | ſċ | 5 | 額 | 解約は解約申込日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換3 | 金眼 | 手 | 数 | 料 | なし |
| 信割 | 毛財 | 産貿 | 留保 | 額 | なし |
| 課利 | 兑上 | の耳 | 又扱 | (1) | 後述の「手数料等及び税金」をご参照ください。 |
| 換支 | 金 | 代 払 | 金 | のい | 原則としてお申込日から起算して6営業日目から |

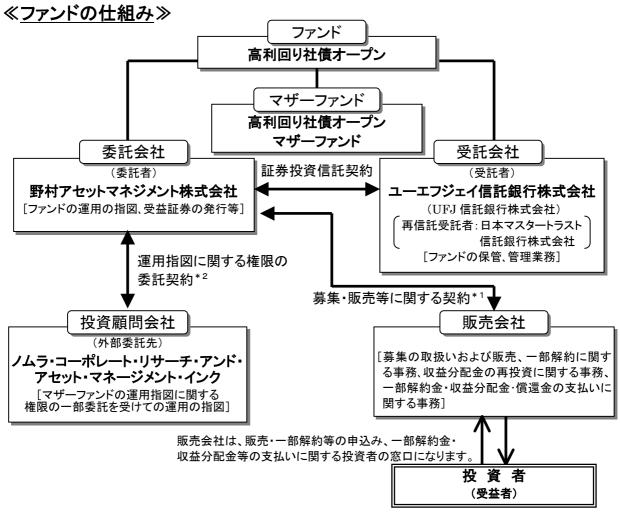
- ※当目論見書中で用いている専門的な用語については、巻末に「用語解説」を設けてありますので、 併せてご参照ください。
- ■ファンドの申込取扱場所(「販売会社」といいます。)および払込取扱場所については、下 記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

☆サポート ダイヤル☆ *0120-753104* (フリーダイヤル)

< 受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午)

☆インターネットホームページ☆ http://www.nomura-am.co.jp/



- *1 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。
- *2 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を 書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

≪その他ファンドの情報≫

(1) 内国投資信託 受益証券の形態等

(2) 発行数

(3) 発行価額の総額

(4) 申込期間

(5) 日本以外の地域における発行

(6) 有価証券届出書 (訂正届出書を含みます) の写しの縦覧

(7) 振替機関に関する事項

追加型証券投資信託・無記名式受益証券(「受益証券」といいます。) 当初元本は1口当り1円です。格付は取得していません。

【当初申込期間】:1,000 億口を上限とします。 【継続申込期間】:2 兆円相当口を上限とします。

【当初申込期間】:1,000 億円を上限とします。

【継続申込期間】:2兆円を上限とします。

【当初申込期間】: 平成 16 年 10 月 25 日から平成 16 年 11 月 11 日まで 【継続申込期間】: 平成 16 年 11 月 12 日から平成 18 年 1 月 26 日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券 届出書を提出することによって更新されます。

なし

該当事項はありません。

該当事項はありません。

ファンドの性格及び特色

≪ファンドの目的及び基本的性格≫

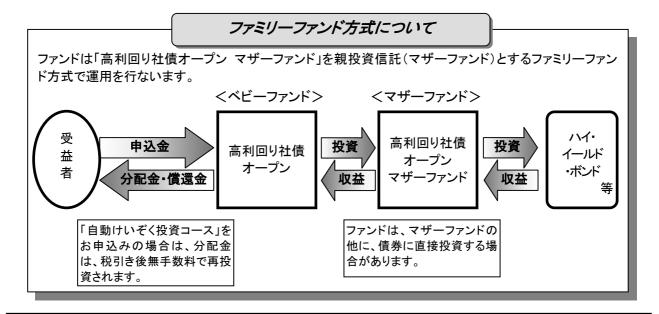
ファンドの特色

米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を 実質的な主要投資対象^{※1}とします。

中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と 信託財産の成長を図ることを目指します。

毎月の決算時※2に、分配を行なうことを基本とします。

- ※1 ファンドは、「高利回り社債オープン マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」 といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」と は、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- ※2 決算日は、原則として毎月 5日(休業日の場合は翌営業日)とします。 なお初回の決算日は平成 17年1月5日です。
- ◆ファンドは、追加型株式投資信託で、「バランス型」に属しています。



≪ファンドの投資対象≫

米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要 投資対象とします。

※ファンドは「高利回り社債オープン マザーファンド」への投資を通じて、実質的にハイ・イールド・ボンドに投資を行ないます。なお、債券に直接投資する場合もあります。

■ファンドの実質的な投資対象■ (マザーファンドの投資対象)

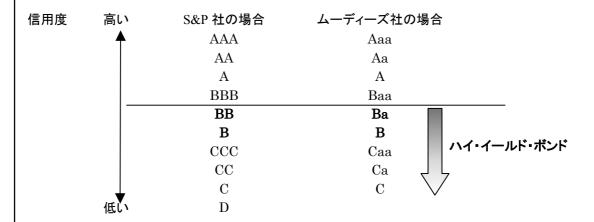
◆米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を主要投資対象とします。

※ハイ・イールド・ボンドとは…

債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。



※ 1 つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB 格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P 社ではBBB+、BBB-のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3 のように表記しています。

- ◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。
- ◆投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

≪投資態度≫

1

主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに 実質的に投資を行ないます。

- ☞主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、中長期的に、 高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。 なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合もあります。
- ☞投資するハイ・イールド・ボンドは主として BB 格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。

2

投資対象の徹底したクレジット分析と分散投資により、 ポートフォリオ全体のリスクの低減を目指します。

- ☞ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。
- ☞ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。
- ☞同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託 財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ☞投資対象を 40 業種に分類し、1 業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 25%以内とします。

3

為替ヘッジは行ないません。

☞実質組入外貨建資産については、原則として為替へッジを行ないません。

4

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク (NCRAM 社)に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

☞マザーファンドの運用にあたっては、「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク」(NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、運用の効率化に努めます。

◆ 委 託 す る 範 囲 : 海外の公社債等(短期金融商品を含む)の運用

◆ 委 託 先 名 称: NOMURA CORPORATE RESEARCH AND

ASSET MANAGEMENT INC.

(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)

◆ 委 託 先 所 在 地 : 米国ニューヨーク州ニューヨーク市

◆ 委託に係る費用:「高利回り社債オープン マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託

の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年

0.57%の率を乗じて得た額とします。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。(詳しくは 約款をご覧ください。)

☞ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクの概要等については、後述の「(参考) NCRAM 社について」をご参照ください。

(参考)NCRAM 社について

- ◆Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク: NCRAM 社) は米国と日本に登録されている投資顧問会社であり、米国公社債やエマージング・マーケット債で構成されるポートフォリオの運用を行なっています。
- ◆NCRAM 社はその株式の 99%をノムラ・ホールディング・アメリカ("NHA")に、1%を野村ホールディングス 株式会社(NHA の親会社)によって保有されています。

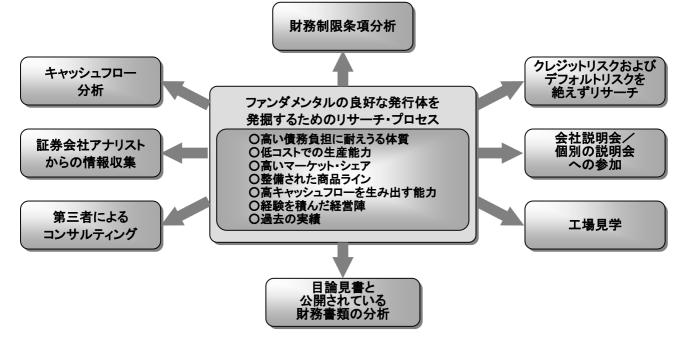
NCRAM 社の運用資産は約 79 億 33 百万ドルです。(2004 年 6 月 30 日現在)

そのほとんどを米国ハイ・イールド債とハイ・イールド・コーポレート・ローン(約 78 億 33 百万ドル)、及びエマージング・マーケット債(約1億ドル)で運用しています。

- ◆NCRAM 社は、クレジットリスクを有する債券の運用において充実した体制を整えています。NCRAM 社 の運用チームは、クレジット・アナリスト 15 名を含む 21 名の投資プロフェッショナルから成り立っています。 (2004 年 6 月 30 日現在)
- ◆NCRAM 社はファンダメンタルズの良好な企業を発掘するために、リサーチ中心のボトム・アップ・アプローチを採用しています。
- ◆デフォルトによる損失を最小限に抑えることを目的にクレジット・リスク管理を徹底し、保守的なポートフォリ オ運用を行なっています。

■NCRAM 社のリサーチプロセス■

◆NCRAM 社の信用分析は、企業の業務内容とキャッシュフローを生み出す能力に焦点を当てています。



■投資先のモニタリングと規律ある売却■

◆投資先は継続的にモニターされ、状況に応じてポートフォリオを修正します。

投資先のモニタリング

- 証券価格を常にモニターするため、ブローカー/ディーラーとの密な連絡
- 企業業績をトラックするための、発行体との定期的なコンタクト
- 〇 業界の動きを常に把握するために、業界専門紙を検討

クレジットに対する懸念

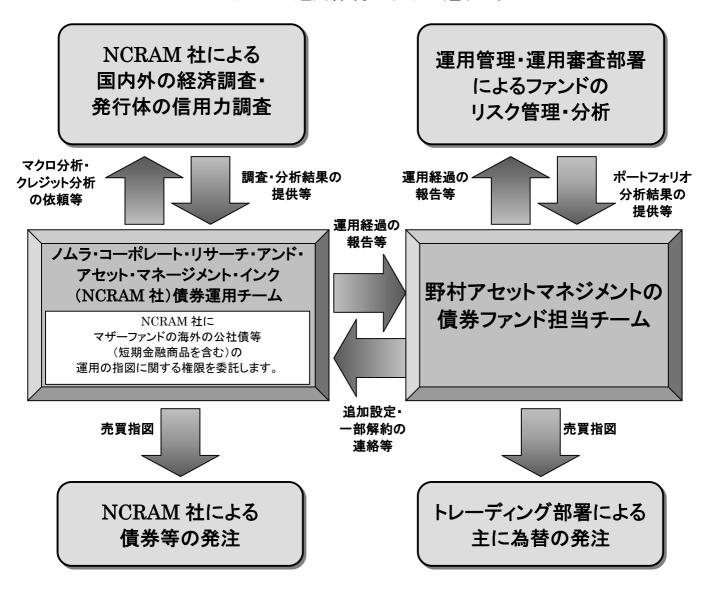
- 〇 予想を下回る企業業績
- ネガティブな業界トレンド
- 〇 経営陣の入替えや企業戦略の変更

相対価値

- 同様のクレジットを持つ発行体との スプレッド比較
- 市場のテクニカル指標との比較

運用体制

■ファンドの運用体制は以下の通りです■



当社では、ファンドの運用に関する社内規定として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規定並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

※ファンドの運用体制等は平成16年10月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資制限

- ① 外 貨 建 資 産へ の 投 資 割 合
- ② デリバティブの使用
- ③ 同一銘柄の転換社債等 への投資割合
- ④ 株式への投資割合
- ⑤ 投資信託証券 への投資割合
- ⑥ 有価証券の貸付の指図および範囲
- ⑦公社債の借入れ
- ⑧資金の借入れ

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 (運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の 性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(商法 第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社 債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質 投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 (運用の基本方針2. 運用方法(3)投資制限)

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式

および公社債を約款第 28 条の範囲内で貸付の指図をすることができます。(約款第 28 条)

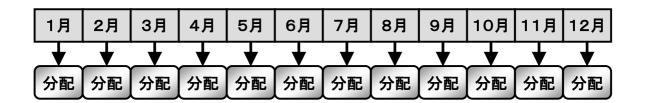
信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(約款第29条)

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(約款第39条)

分配 方針



- ◆毎月5日(同日が休業日の場合は翌営業日)の決算時*に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
 - ※初回の決算日は平成17年1月5日となります。
 - ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
 - ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行ないます。
 - ※利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用 に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する 金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に 分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立 てることができます。
 - ※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

投資リスク

≪基準価額の主な変動要因≫

■基準価額変動の主たる要因■

金 利 変 動 と 企業業績の変化 によるリスク ◆債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば 上昇します。また、投資対象の企業の業績が良好になれば上昇し、悪 化すれば下落します。ハイ・イールド・ボンドはこうした金利変動や企 業業績の変化、および投資環境の変化をより大きく受ける可能性があ ります。

信 用 リ ス ク (クレジットリスク) ◆債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

デフォルトリスク

- ◆組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じた場合 には、債券の価格は大きく下落することが想定されます。
 - ※デフォルトとは一般的には債券の利払いおよび元本返済の不履行、もしく は遅延などをいいます。

為替変動リスク

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。従って、為替変動の影響を直接受けます。

■その他の基準価額変動要因■

有価証券の貸付等におけるリスク

- ◆有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。
- ※上記は基準価額の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の投資態度に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。
- ◆ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
 - ※平成 16 年 10 月 8 日現在、「高利回り社債オープン」以外で「高利回り社債オープン マザーファンド」に投資するファンドはありません。なお、今後「高利回り社債オープン マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。
- ◆証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、ファンドの受益証券の取得の申込み、一部解約の実行の請求の各受付けを中止すること、ならびに既に受付けた申込み・請求の各受付けおよび既に受付けた買取りを取り消す場合があります。

ファンドは、海外の社債などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

≪投資リスクに関する管理体制等≫

委託会社におけるリスクマネジメント体制は以下の通りです。

リスク管理関連の委員会

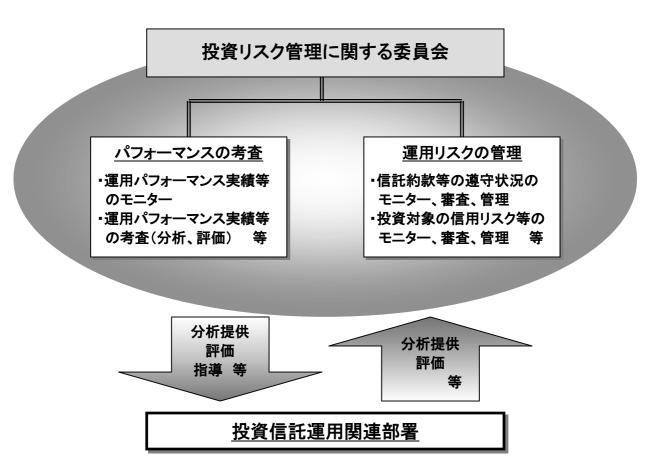
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は平成16年10月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用の状況 (概要)

ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第、記載します。なお、初回の有価証券報告書の提出は、平成17年7月頃を予定しております。

申込み・換金手続き

≪申込(販売)手続等≫

(1) 申 込 期 間

【当初申込期間】: 平成 16 年 10 月 25 日から平成 16 年 11 月 11 日まで 【継続申込期間】: 平成 16 年 11 月 12 日から平成 18 年 1 月 26 日まで

申込期間中の各営業日に、受益証券の募集が行なわれます。

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(2) 申 込 単 位

分配金の受取方法により、申込みには、次の2つのコースがあります。

| ①一般コース | 収益の分配時に分配金を 受け取るコース |
|--------------|----------------------------|
| ②自動けいぞく投資コース | 分配金が税引き後無手数料で 再投資されるコース |

ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。 詳細は、下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

☆サポート ダイヤル☆ *0120-753104* (フリーダイヤル)

< 受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午)

☆インターネットホームページ☆ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

■コース別の申込単位■

申込みの際のコースにより、申込単位は以下のようになります。

なお、取扱いコース、申込単位は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

| ①一般コース (分配金を受け取るコース) | 1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 ロ=1 円) または 1 万円以上 1 円単位** |
|---------------------------------|--|
| ②自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース) | 1万円以上1円単位* |

※申込手数料、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には 1 口単位とします。

なお、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約また は規定を使用することがあります。

(3) 販 売 価 額 (発行価格)

【当初申込期間】:1万口当り1万円

【継続申込期間】: 取得申込日の翌営業日の基準価額※

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。 なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

(4) 申 込 手 数 料

取得申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1万口当り1万円)に3.15%(税抜3.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

【一般コースをお申込みの場合】

(1万口以上1万口単位でお申込みの場合)

申込金額(取得申込日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数)に、申込手数料ならびに当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社にお支払いください。

(1万円以上1円単位でお申込みの場合)

申込代金を申込みの販売会社にお支払いください(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は申込代金から差し引かれます。)。

【自動けいぞく投資コースをお申込みの場合】

申込代金を申込みの販売会社にお支払いください(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は申込代金から差し引かれます。)。

(5) 払 込 期 日

【当初申込期間】

当初申込期間中(平成16年11月11日まで)に申込代金を申込みの販売会社に お支払いください。

当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、設定日(平成16年11月12日)に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

【継続申込期間】

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(6) そ の 他(申込みの方法)

受益証券の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

その際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

販売会社で「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」**にしたがって契約(「自動けいぞく投資契約」といいます。)を締結していただきます。

※販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

なお、取得する受益証券の保護預りを希望される場合は、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合にはすべて保護預りとなります。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益証券の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

≪換金(解約)手続等≫

信 託 の 一 部 解 約 (解約請求制)

■コース別の一部解約の単位■

「一般コース」を選択した受益者は、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求することができます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、1 口単位で一部解約の実行を請求することができます。

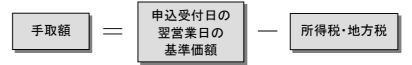
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

■解約の申込締切時間■

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

■解約請求制の手取額■

手取り額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(基準価額が個別元本*を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。



※「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

詳細は後述の「手数料等及び税金」をご参照ください。

■解約代金の支払日■

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して 6 営業日目から販売会社において支払います。

■大口解約の制限■

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

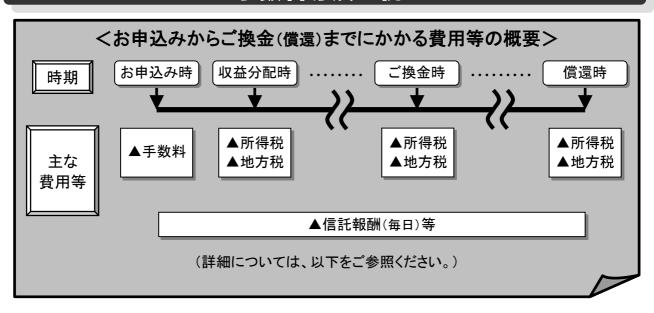
また、別途、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限*を設ける場合があります。

※受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

手数料等及び税金



≪お申込み時・収益分配時・ご換金時・償還時などに直接ご負担いただく費用・税金≫

| 時 期 | | 項目 | 費用·税金 |
|-------|-------|------------|---|
| お申込み時 | | ・申込手数料 | 基準価額(当初申込期間中は1万口当り1万円)に対して (手数料率) 3.15%(税抜3.0%)以内 ^{※1} |
| 収益分配時 | | ・所得税および地方税 | 普通分配金*2に対して 10%*2 |
| ご換金時 | 解約請求制 | ・所得税および地方税 | 解約価額の受益者毎の個別元本超過額 に対して 10% ^{※2} |
| 償 還 時 | | ・所得税および地方税 | 償還価額の受益者毎の個別元本超過額 に対して 10% ^{※2} |

※1 3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率とします。

※2 詳しくは後述の「課税上の取扱い」をご参照ください。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

☆サポート ダイヤル☆ *0120-753104* (フリーダイヤル)

< 受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午)

☆インターネットホームページ☆ http://www.nomura-am.co.jp/

≪ファンドで間接的にご負担いただく費用≫

| 時期 | 項目 | 費用 | | |
|----|-----------|---------------------|--|--|
| 毎日 | 信託報酬 | 年 1.785%(税抜年 1.70%) | | |
| | (信託報酬の配分) | (委託会社) 年 0.95% | | |
| | | (販売会社) 年 0.70% | | |
| | | (受託会社) 年 0.05% | | |

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.785%(税抜年 1.7%)の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、上記(税抜)の通りとします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

また、「高利回り社債オープン マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「高利回り社債オープン マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、平成17年1月以降の毎年1月および7月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.57%の率を乗じて得た額とします。

≪その他の費用≫

- (i)ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、 当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- (ii)ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- (iii)ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- (iv)ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

≪課税上の取扱い≫

(1) 個人の受益者に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税 7%および地方税 3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。

また、申告不要制度の適用を受けることができます。

収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。

上記 10%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(2) 法人の受益者に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収*され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記 7%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、15%(所得税 15%)となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

<個別元本について>

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」を参照。)

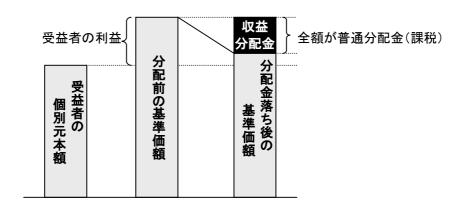
■一部解約時および償還時の課税について■

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

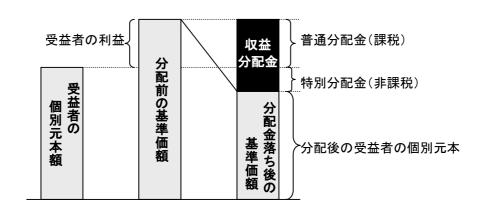
■収益分配金の課税について■

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が収益分配金を受け取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

管理及び運営

≪資産管理等の概要≫

(1) 資産の評価

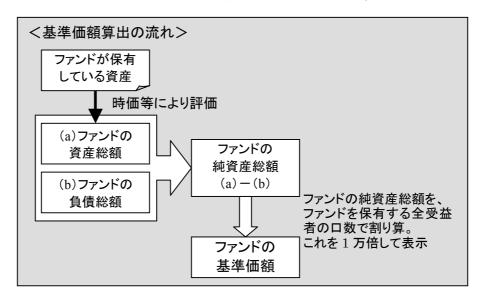
■基準価額の計算方法■

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|-------|---|
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日*1における以下のいずれかの価額で評価します。*2 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ②証券会社、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲 値で円換算を行ないます。 |

- ※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- ※2 残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーション またはアモチゼーション) による評価を適用することができます。



ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

☆サポート ダイヤル☆ *0120-753104* (フリーダイヤル)

< 受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 (半日営業日は午前9時~正午)

☆インターネットホームページ☆ http://www.nomura-am.co.jp/

(2) 保 管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管(保護預り)することができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合にはすべて保護預りとなります。 保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において保管することに なりますので、大切に保管してください。

(3) 信託期間

無期限とします(平成16年11月12日設定)。

(4) 計算期間

原則として、毎月6日から翌月5日までとします。

ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 11 月 12 日から平成 17 年 1 月 5 日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) そ の 他

■ファンドの繰上償還条項■

(a)信託契約締結日から2年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して20億口を下回った場合は、受託者と合意のうえ、信託を終了させます。

この場合において、委託者はあらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

- (b)次のいずれかの場合には受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託 を終了させる場合があります。
 - ①受益者に有利であると認めるとき
 - ②やむを得ない事情が発生したとき
 - この場合において、委託者はあらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

■信託期間の終了(繰上償還)■

(i)委託者は、上記(a)にしたがい信託を終了させる場合は、その旨を公告し、 かつ、その旨を記載した書面を受益者に対して交付します**。

※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ii)委託者は、上記(b)にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行ないます。



受益者が異議を述べることができる期間:「異議申出期間」(1ヵ月以上)

※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- (iii)委託者は、監督官庁より解約の命令を受けたときは、信託を終了させます。
- (iv)委託者は、監督官庁より投資信託委託業者の認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、信託を終了させます。ただし、監督官庁よりこの信託契約の引継命令をうけたとき、この信託は、後述の「信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、存続します。
- (v)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託者が新受託 者を選任できないときは、委託者は信託を終了させます。

■公告■

日本経済新聞に掲載します。

■運用報告書■

委託者は、毎年 1 月、7 月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

■有価証券報告書■

委託者は、有価証券報告書を原則毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

■信託約款の変更■

- (i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が 発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができま す。この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii)委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、 以下の手続で行ないます。



受益者が異議を述べることができる 期間:「異議申出期間」(1ヵ月以上)

※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(iii)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ii)の手続きにしたがいます。

■反対者の買取請求権■

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合には、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「信託期間の終了」(ii)または「信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

■信託金限度額■

信託金限度額は、5,000億円です。

≪受益者の権利等≫

(1) 収益分配金に対する 請 求 権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、原則として決算日から起算して 5 営業日目(予定)から 受益者にお支払いします。販売会社でお受取りください。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益証券の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(2) 償還金に対する請求 権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から 起算して5営業日目(予定)から受益者にお支払いします。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

(3) 換 金 (解 約) 請 求 権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益証券を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は 1 口単位)で換金できます。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

ファンドの運用状況等

≪運用状況≫

ファンドの運用は平成16年11月12日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第、記載します。なお、初回の有価証券報告書の提出は、平成17年7月頃を予定しております。

(1)投資状況

該当事項はありません。

(2)運用実績

該当事項はありません。

(3) 設定及び解約の実績

該当事項はありません。

≪ファンドの経理状況≫

ファンドの運用は平成16年11月12日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

ファンドの会計監査は、新日本監査法人により行なわれます。

ファンドの経理状況については、初回の有価証券報告書を提出次第、記載します。

なお、初回の有価証券報告書の提出は、平成17年7月頃を予定しております。

1 財務諸表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

その他の情報

≪ファンドの沿革≫

平成16年11月12日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

≪委託会社等の概況≫

■委託会社■

•名称

野村アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名

執行役社長 稲野 和利

•本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目 12 番1号

資本の額

平成 16 年 8 月末現在、17,180 百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号

を変更

平成 12 年(2000 年) 11 月 1 日 平成 15 年(2003 年) 6 月 27 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

委員会等設置会社へ移行

·大株主の状況(平成 16 年 8 月末現在)

| 名 称 | 住 所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|-------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693 株 | 100% |

≪目論見書の記載事項等≫

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (2)目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4)目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンド の状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることが あります。
- (5)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、 当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、 「第二部 ファンド情報」中、「第 1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第 2 ファンドの経理状況 2ファンドの 現況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況(概要)」として記載することがあります。
- (6)要約目論見書を使用する場合があります。

添付書類(要約目論見書)を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口に規定する書類(要約目論見書)として、以下の記載にしたがい使用します。(有価証券届出書の効力発生日については、決定次第記載します。)

- (イ) 当要約目論見書は、ポスター、チラシ、パンフレット、ダイレクトメール (ハガキ、封書用)として使用される他、電子媒体、新聞、雑誌および書籍などに掲載されることがあります。
- (ロ) 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザインなどが変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピーおよび社名ロゴマークを付加して使用することがあります。
- (ハ)ファンドの運用実績に関する情報として、利回り、総収益、分配金、基準価額の推移(設定来または計算期間等別に日次、週次、月次などのデータとして、また高値や安値などを併せて記載することがあります。)、および設定来または直近1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、5年などの騰落率またはこれらの一部(累積や個別期間で表示されることがあります。)を、文章、数値、グラフで表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記する場合があります。
- (ニ)ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、マザーファンドへの投資比率および投資額、当該マザーファンドの資産の種類別、市場別、銘柄ごとの組入比率および組入額(組入上位の資産および銘柄など一部を表示することがあります。)、銘柄に関する開示された情報(売上構成など)、為替予約の状況ならびに産業などに関する説明を、文章、数値、グラフで表示することがあります。また、ファンドの運用方針に基づく運用状況に関する情報として、市場別、銘柄ごとの組入比率および組入額(組入上位の資産、業種および銘柄など一部を表示することがあります。)、銘柄に関する開示された情報(売上構成など)等に関する説明を、文章、数値、グラフで表示する場合があります。
- (ホ)ファンドの運用方針に基づく運用状況に関する情報として上記(ニ)に掲げるファンドの組入額や組入比率は、ファンドに属する市場別、銘柄ごとの区分における時価総額とマザーファンドに属する当該区分における資産の時価総額うちファンドに属するとみなした額との合計額である実質組入額や実質組入額のファンドの純資産総額に対する割合である実質組入比率で表示する場合があります。

なお、上記(ハ)~(ホ)に関し、適宜情報を更新する場合があります。

- (へ)投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。
- (ト) 当要約目論見書に以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を記載することがあります。
 - ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
 - ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
 - ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
 - ・登録金融機関は証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。

≪内国投資信託受益証券事務の概要≫

- (1) 受益証券の名義書換え等
 - ①受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、「自動けいぞく投資契約」に基づいて投資者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、委託者は当該投資者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。
 - ②記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
 - 取扱場所

野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 12 番1号

・名義書換手数料徴収しません。

・名義書換手続の停止期間 毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式の受益証券の譲渡は、委託者の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

- (4)受益証券の再発行
 - ①無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を申請したときは、委託者は受益証券を再交付します。
 - ②記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を申請したときは、記名式の受益証券を再交付します。
 - ③受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記①、②の規定を準用するものとします。
 - ④受益証券を再交付するときは、委託者は受益者に対して実費を請求することができます。
 - ※受益者が委託者に対して行なう上記の手続きは、販売会社を通じて委託者に請求することにより行 なうことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

約 款

(高利回り社債オープン)

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

高利回り社債オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券に直接投資する場合があります。

- (2) 投資態度
 - ① 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
 - ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ② 株式への投資は、約款第 21 条第 1 項第 9 号および同条第 2 項第 7 号に定める優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(商法第 341 条 / 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
 - ③ 有価証券先物取引等は約款第25条の範囲で行ないます。
 - ④ スワップ取引は約款第26条の範囲で行ないます。
 - ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ⑦ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託 (高利回り社債オープン) 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

② 前項の受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために 利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000 億円を限度 として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項、第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、 証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募 により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を 均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額としませ

す。 ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産 (受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有 価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規 則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信 託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資 産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した 金額をいいます。)を計算日における受益権口数で除した

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行すると きは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の 受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項条規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の

受益証券の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって売却することができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

- ② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1万口につき1万円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、4,000万口券および1億口券の8種類とします。

② 前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手 続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する 毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名 義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗すること ができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、 委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式 の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券 を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、 委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しが たいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 19 条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、 次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- 口. 有価証券指数等先物取引に係る権利
- ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
- 二. 外国市場証券先物取引に係る権利
- ホ. 金銭債権
- へ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるもの

を除きます。)

ト. 金融先物取引等に係る権利

チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する 法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限りま す。)に係る権利

- リ. 金銭を信託する信託の受益権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引 と類似の取引に係る権利
- 口. 為替手形
- ハ. 抵当証券
- ニ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カン パニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象 するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益 を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号イからチまたは本号イからハに掲げるものに該当しないも

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第 21 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式 会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託 者として締結された親投資信託である高利回り社債オープンマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証 券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。
- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引 受権付社債券を含みます。)
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1 項第3号の2で定めるものをいいます。)
- 6. 投資法人債券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定 めるものをいいます。)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(商法第341条/3第1 項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得した株券
- 8. コマーシャル・ペーパ
- 9. 外国法人の発行する証券または証書で、第4号の証券また は証書もしくは株券または新株引受権証書の性質を有するブ リファランス シェアーズおよびこれらに類するもの
- 10. 前号以外の外国または外国法人の発行する証券または証 書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するも
- 11. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第 2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 12. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項 第7号の2で定めるものをいいます。)
- 13. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第 10号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で 定めるものをいいます。)
- 16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの なお、第7号の証券または証書、第9号の証券または証書のう ち株券または新株引受権証書の性質を有するものおよび第 10号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質 を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書 の性質を有するものおよび第10号の証券のうち第1号から第 6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 11 号および第 12 号の証券を以下「投資信託証券」といいま
- す。 ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次 ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次 に掲げる金融商品により運用することを指図することができま す。 1. 預金
- 2. 指定金銭信託
- 3. コール・ロー
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 抵当証券
- 6. 日本の株式会社に類似した性質を有しない外国法人が発 行する債務証券または証書
- 7. 流動性のあるプリファランス シェアーズおよびこれらに類す るもの(前項第9号に定める証券または証書を除きます。なお、 前項第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」とい います_)
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーフ アンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみな した額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を

超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する株式の 時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産 に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財 産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た 額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額 のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産 の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をし ません。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信 託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、 信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンド の信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の 割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定め る運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第23条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引 所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証 券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会 社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者 割当により取得する株式については、この限りではありません。 ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株 式で目論見書等において上場または登録されることが確認で きるものについては委託者が投資することを指図することがで きるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託 財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指 図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株 式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託 財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信 託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗 じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の 価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証 券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取 引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることがで きます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとしま す(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、 建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ 対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、 建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入へ ッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに 受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入 貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償 還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取 る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償 還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金 融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の 合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回ら ない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回 避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引な らびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオブ ション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができま
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、 建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外 貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証 券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。) の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象と する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなし た額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザー アンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨 建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合 計額の範囲内とします
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、

建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、 建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年 以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金 および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に 掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対 象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といい、す。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建額が当該金融商に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商 品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規 定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が 取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲 内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ 取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額 とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定 元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占め る信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の 割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実 勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で 貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面 金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の 合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、 担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社 債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第32条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しませ

(保管業務の委任)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第34条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に 基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 36 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 38 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式

の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金で組入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた 利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、 新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出がある とさは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成17年1月5日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託 財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財 産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する 諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経 費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁 します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条 に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託 報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次 の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に 類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」と いいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費 税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る 消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に 分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができま す。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」 といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消 費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係 る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配す ることができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配 準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の 委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益 者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
- ④ 一部解約金(第50条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ® 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計 算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金について は前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に 交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に 規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、 ならびに信託終了による償還金について第47条第3項に規 定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、 委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第50条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の 翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替 取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある

ときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託契約締結日から 2 年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 営業日連続して 20 億口を下回った場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、 解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を 記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対し て交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に 対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないませ ん。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変 更しようとするときは、第 56 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 53 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを 命じたときは、この信託は、第56条第4項の規定に該当する 場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において 存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 54 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 55 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任 することができます。この場合、委託者は、第 56 条の規定にし たがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 56 条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変 更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨お よびその内容を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なもの

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約

款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則 として、公告を行ないません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、 変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を 記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公 告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第51条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第 58 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、 委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 11 月 12 日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4番3号 受託者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

(高利回り社債オープン マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債(以下「ハイ・イールド・ボンド」といいます。)を主要投資対象とします。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合もあります。

(2) 投資態度

- ① 主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合もあります。
- ② 投資するハイ・イールド・ボンドは主として BB 格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。
- ③ ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。
- ④ ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤ 同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑧ NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク) に当ファンドの海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑨ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

親投資信託(高利回り社債オープン マザーファンド) 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に 取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセット マネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行 株式会社を受託者とします。

② 前項の受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事 務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可 を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託するこ とができます

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために 利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度とし て信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受 託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更する ことができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および 第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、 証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投 資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適 格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の 受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社 の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行としま

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については 1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権につい ては、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、そ れぞれ均等に分割します

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を 均等に再分割できます

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託また は信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処 理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産 (受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有 価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たも のとします。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総 額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受 益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数 を乗じた額とします

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表 示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表 示した受益証券とします
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行 するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合す る旨の受託者の認証を受けなければなりません

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券 に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、 次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以 下同じ。)

- イ. 有価証券
- 口. 有価証券指数等先物取引に係る権利
- ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

- 二. 外国市場証券先物取引に係る権利
- ホ. 金銭債権
- へ、約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるもの を除きます。)
- ト. 金融先物取引等に係る権利
- チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する 法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限りま す。)に係る権利
- リ. 金銭を信託する信託の受益権
- 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引 と類似の取引に係る権利
- 口. 為替手形
- ハ. 抵当証券
- ニ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カン パニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象 するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益 を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの ・前号イからチまたは本号イからハに掲げるものに該当しないも

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者(第14条に規定する委託者から委託を受け た者を含みます。以下、第 15 条から第 21 条まで、第 23 条および第 29 条から第 31 条までについて同じ。)は、信託金を、 次の有価証券に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引 受権付社債券を含みます。)
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1 項第3号の2で定めるものをいいます。)
- 6. 投資法人債券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定 めるものをいいます.)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(商法第341条/3第1 項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得した株券
- 8. コマーシャル・ペーパ
- 9. 外国法人の発行する証券または証書で、第4号の証券また は証書もしくは株券または新株引受権証書の性質を有するプ リファランス シェアーズおよびこれらに類するもの
- 10. 前号以外の外国または外国法人の発行する証券または証 書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するも
- 11. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第 2条第1項第7号で定めるものをいいます。
- 12. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項 第7号の2で定めるものをいいます。)
- 13. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で 定めるものをいいます。)

16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの なお、第7号の証券または証書、第9号の証券または証書のう ち株券または新株引受権証書の性質を有するものおよび第 10号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質 を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書 の性質を有するものおよび第10号の証券のうち第1号から第 6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 11 号および第 12 号の証券を以下「投資信託証券」といいま

- 2 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次 に掲げる金融商品により運用することを指図することができま す。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託
- 3. コール・ロー
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 抵当証券
- 6. 日本の株式会社に類似した性質を有しない外国法人が発

行する債務証券または証書

- 7. 流動性のあるプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの(前項第9号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定め る運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(運用の権限委託)

第14条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲: 海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用 委託先名称: NOMURA CORPORATE RESEARCH

AND ASSET MANAGEMENT INC.

(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)

委託先所在地:米国ニューヨーク州ニューヨーク市

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益 証券を投資対象とする証券投資信託の報酬から、当該投資信 託の平成17年1月以降の毎年1月および7月ならびに信託 契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平 均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年10,000分の 57の率を乗じて得た金額とします。
- 57 の率を乗じて得た金額とします。 ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時 価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えること となる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、 建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに 受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入 貸付債権信託受益権および組入抵当証財産が限月までに受取 る組入有価証券および組入抵当証財産が限月までに受取 る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償 還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、 建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外 貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証

- 券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。) の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、 建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の 買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、 建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払 金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号 に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ 対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商 品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規 定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が 取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲 内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ものについてはこの限りではありません。
 ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実 勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条/3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で 貸付の指図をすることができます。

- 賃付の指図をすることができます。 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面 金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の

合計額の50%を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託 者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を 指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、 担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社 債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が 信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにか かる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えること となった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当 する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするもの 上ます
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁し ます

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国 際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制 約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、 おいています。 当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予 約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則とし て、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によ って計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国に おける計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しま

(保管業務の委任)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する 資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な 能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これ を委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に 基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還 金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得し た外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャ ル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を 締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で 混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 28 条 信託財産に属する有価証券については、委託者ま たは受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記 載をしません

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の 指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、 有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびそ の他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた 利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、 新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算 分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその 他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるもの があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れる ことができます
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と 委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 7 月 6 日から翌年 7 月 5 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は 信託契約締結日から平成17年7月5日とします

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日

に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休 業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、そ の翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最 終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日と します

(信託財産に関する報告)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託 財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財

産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する 諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報 酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託 財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額 と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追 加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理 します。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の 一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信 託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控 除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総 口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じ た額とします

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解 約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはや むを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この 信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場 合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督 官庁に届け出ます。

- 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信 託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を 終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を 終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解 約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しよう とする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契 約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、 信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したとき は、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は 定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記しま す。なお、一定の期間は一月を下らないものとします
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の 信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、 解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を 記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこ の信託契約を解約する場合には適用しません

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終 了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した 額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した 後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 42 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受 益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令 を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託 を終了させます

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変 更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 44 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解

散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 45 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任 することができます。この場合、委託者は、第 47 条の規定にし たがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の 信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、 委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 11 月 12 日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4番3号 受託者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

用語解説

■「基準価額」

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および 社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法(残存期間1年以内の公 社債等についてのアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価)により評価して得た信 託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日にお ける受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示 されます。

■「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、 クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。なお、当ファンドには信託財産留保額はありません。

■「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」 などに支払われます。

■「追加型株式投資信託」

追加型投資信託は、オープン型投資信託とも呼ばれます。ファンドの設定後も買付けができる投資信託のことで、そのうち、株式を組み入れることができるファンドを追加型株式投資信託といいます。

■「デリバティブ」

「デリバティブ」とは、一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等(先物取引、オプション取引など)、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

■「投資信託証券」

一般に、投資信託証券とは、契約型のファンド(投資信託または外国投資信託)の受益証券や会社型のファンド(投資法人および外国投資法人)の投資証券をいいます。

■「バランス型」

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」として分類されるファンドです。

■「ファミリーファンド方式」

投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、 実質的な運用を行なう仕組みです。

■「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。